

広島県告示第九百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐北区白木町大字井原地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の表示	区域の表示	区域の表示	区域の表示
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
井原明神（五七一九―四）	井原明神（五七一九―四）	井原明神（五七一九―四）	井原明神（五七一九―四）	井原明神（五七一九―四）
区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
第九條第二項に於ける	第九條第二項に於ける	第九條第二項に於ける	第九條第二項に於ける	第九條第二項に於ける
土砂災害防止対策	土砂災害防止対策	土砂災害防止対策	土砂災害防止対策	土砂災害防止対策
の施行に關する法律	の施行に關する法律	の施行に關する法律	の施行に關する法律	の施行に關する法律
第三十號	第三十號	第三十號	第三十號	第三十號
（平成二十四年政令第八十四号）	（平成二十四年政令第八十四号）	（平成二十四年政令第八十四号）	（平成二十四年政令第八十四号）	（平成二十四年政令第八十四号）

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。